

外科専門医育成会議－会則

第1条 名称

本会は、「外科専門医育成会議」と称する。

第2条 事務局

事務局は「山口大学大学院医学系研究科 消化器・腫瘍外科学」に置く。

〒755-8505 山口県宇部市南小串 1-1-1

Tel : 0836-22-2264 (医局・直通)

第3条 目的

研修医および外科専攻医が外科専門医取得を目指して、以下の知識と技術の習得するための教育会議を行う。

山口県での若手外科医を養成し、外科領域の診療レベルの向上を目的とする。

- 1) 医師としての基本診療能力
- 2) 外科領域の専門的診療能力一般外科医療に関する標準的な知識とスキル
- 3) 上記に関する知識・技能・態度と高い倫理性を備える
- 4) 外科専門医の育成を通して国民の健康・福祉に貢献する
- 5) サブスペシャリティ領域に向けた知識・技術の取得

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1) 年1回の研究会の開催
- 2) その他、目的を達成するための事業

第5条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同した医師および医療関係者とする。

第6条 役員

第1項 顧問

本会は1名の顧問を置く。

1) 選出

顧問は、世話人会で推薦され、代表世話人がこれを委嘱する。

2) 役割

顧問は、本会の業務に関して助言を与え、発展向上に寄与する。

3) 任期

顧問の任期は5年間とするが、再選は妨げない。

第2項 代表世話人

本会は1名の代表世話人を置く。

1) 選出

代表世話人は、世話人の中から選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

代表世話人は、本会を代表し、その任務を遂行する。

3) 任期

代表世話人の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第3項 世話人

本会は若干名の世話人を置く。

1) 選出

世話人は、世話人からの推薦をもって選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

世話人は、代表世話人の業務を補佐し、学術集会および各種臨床研究などの運営にあたる。

3) 任期

世話人の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第4項 当番世話人

専門医育成会議の開催にあたり、2名の当番世話人を置く。

1) 選出

当番世話人は、世話人からの推薦をもって選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

当番世話人は、代表世話人の業務を補佐し、学術集会および各種臨床研究などの企画・運営にあたる。

3) 担当・外科専門医

当番世話人は自施設の担当外科専門医を指名し、企画運営をともに行う。

第5項 幹事

本会は必要に応じ幹事を置くことがある。

1) 選出

幹事は世話人の推薦により選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

幹事は、事務補佐業務をおこなう。

3) 任期

幹事の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第6項 名誉会員

1) 選出

名誉会員は代表世話人を務めた者の中から、その功績を称えるために世話人会の決議により選出される。

2) 役割

名誉会員は、本会の活動に参加する権利を有するが、運営に関する義務ならびに議決権は有しない。

3) 任期

名誉会員の任期は特に定めない。

第7項 特別会員

1) 選出

特別会員は世話人を務めた者の中から、その功績を称えるために世話人会の決議により選出される。

2) 役割

特別会員は、本会の活動に参加する権利を有するが、運営に関する義務ならびに議決権は有しない。

3) 任期

特別会員の任期は特に定めない。

第8項 事務・会計担当

本会は1名の事務・会計担当世話人を置く。

1) 選出事務・会計担当は世話人の中より選出され、世話人会の承認を得る。

2) 役割

事務・会計担当は、本会の会計および資産を監査する。

3) 任期

事務・会計担当の任期は2年間とするが、再選は妨げない。

第9項 世話人会（コアメンバー会議）

世話人会は、年1回（10月）開催する。

1) 構成

世話人会は、代表世話人、世話人により構成される。

顧問は、世話人会に適宜出席し、助言を与え、発展向上に寄与する。

なお、世話人は必要に応じ、当該病院より専門医を出席させることができる。

2) 役割

世話人会は、本会の意思決定機関であり、本会の運営に関する内容を審議する。決議にあたっては、出席者の2分の1以上の賛成をもって可決する。

世話人会は、環境の変化に対応した本会の一層の発展を目指して、事業内容、役員人事、会則について1年毎に見直しを行う。

第7条 研究会（外科専門医育成会議）

研究会は年1回開催する。

1) 運営

研究会の運営は、事務局と製薬企業などとの共催、もしくは協賛企業を募り、共同で行う。

また事務局と共催・協賛・企業は、研究会の内容設定を行い、研究会の運営を行う。

2) 出席者

会員のほか、メディカルスタッフ、学生が出席できる。

第8条 会計

1) 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2) 運営資金

本会の運営資金は、会費およびその他の資金をもって充てる。

3) 会計事務

本会の会計事務は事務局が行い、事務・会計担当の監査を経た後、世話人の承認を得、会員に開示する。

第9条 会則の変更

本会則の変更は、世話人会の審議を経て、承認を得る。

附則

第1条 会則の施行

本会則は平成29年10月7日より施行する。

本規則は、2024年11月2日から一部改正の上、施行する。